

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務名

清流の国ぎふ地産地消運動推進事業委託業務

### 2 業務の目的

岐阜県内には魅力的な農畜水産物や食品（以下「県産農産物等」という。）が多数存在し、これら地域で生産された県産農産物等を地元で消費する「地産地消」には、地域の農業の活性化のほか、食育や輸送コストの低減による環境負荷軽減などのメリットがある。

そこで、本事業では、県民が自主的かつ積極的に地産地消に取り組む社会的機運を醸成し、持続的な地産地消活動を展開する。

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 委託業務の内容

受託業者は、県農政部農産物流通課、並びに県が設置する「『清流の国ぎふ』地産地消推進会議」と連携を密にし、以下により地産地消県民運動を進めること。

#### (1) 地産地消ぎふ応援団の登録店舗における「地産地消フェア」の開催

##### ア 地産地消フェアの企画・運営

- ・店舗事業者や消費者が県産農産物の魅力を再発見し、地産地消の意識の向上を図る機会を創出するため、「地産地消フェア」（以下、「フェア」という。）を開催すること。
- ・地産地消ぎふ応援団（募集要領（別添1）に基づき募集。以下、「応援団」という。）の登録店舗に対し、フェアへの参加募集を行い、フェアに参加する店舗（以下「フェア参加店舗」という。）と実施内容について調整のうえ、フェアを実施すること。
- ・フェア参加店舗に対しては、地産地消に関する自主的な取組みを呼び掛けるとともに、各店舗の自主企画について取りまとめること。
- ・地産地消に関する取組みは、県産農畜水産物（米、野菜、精肉、水産物、花き等）の購入促進や、多くの消費者に地産地消を効果的にPRできるものであり、以下①～③を参考にフェア参加店舗に呼びかけること。
  - ①フェア参加店舗等における県産農畜水産物販売特設コーナーの設置
  - ②フェア参加店舗の自主企画の実施  
(例：プレゼント企画、ポイント加算、期間限定メニューの提供等)
  - ③その他
- ・フェアは年間を通じ1回、開催期間は1ヶ月程度実施することとし、実施時期及び期間については、県と協議のうえ決定すること。
- ・フェア開催期間中、消費者のフェア参加店舗への周遊を促すことができる、消費者向けプレゼント企画を実施すること。
- ・プレゼント企画の景品は、県産農産物や6次産業化商品、清流長良川の恵みの逸品など、農産物・加工食品総額10万円程度を基本とし、種類や数量については、県と協議のうえ決定すること。また、受託者は応募者の抽選、及び当選者への発送を

行うこと。

- ・フェア開催に合わせて、岐阜県庁食堂において、県産農畜水産物を使用した料理を提供する「メニューフェア」を、フェア開催初日を含む1日以上実施すること。
- ・「メニューフェア」において使用する県産農畜水産物や提供メニュー及び提供食数等については、岐阜県庁食堂運営事業者と調整を行い決定すること。

## イ 地産地消フェアに関する情報発信

### (ア) 「地産地消めぐり」WEBサイトによる情報発信

- ・「地産地消めぐり」WEBサイトにフェアのページを製作すること。  
なお、フェアのページには、以下の情報を掲載すること。
  - ①フェア全体の概要
  - ②フェア参加店舗一覧（フェア参加店舗の自主企画の内容を含む）
  - ③フェア参加店舗の所在地が分かるMAP
  - ④その他、本事業の目的達成のために必要であると認める事項

### (イ) SNS等による情報発信

- ・県農政部農産物流通課が保有する各種SNS（Instagram、X（旧：Twitter）、YouTube等）を活用し、フェア参加店舗の自主企画取材し、情報発信を行うこと。
- ・フェア参加店舗が自らSNSを用い発信する自主企画の情報内容についても、店舗及び県と調整のうえ、X（旧：Twitter）ではリポスト、Instagramではハイライト等で再投稿をすること。
- ・取材先については、期間中12ヶ所以上とし、県と協議し決定すること。
- ・投稿内容は、閲覧者の目を引く動画、画像、文章とし、投稿前に県の確認を受けること。
- ・投稿にあたっては、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し効果の高い投稿となるよう努めること。
- ・自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものとする。

## ウ フェアの啓発資材等の作成

- ・県民にフェアの開催を周知し、フェア参加店舗等への誘客を図るため、店頭に掲示するフェア開催告知ポスター（以下、「フェアポスター」という。）を作成し、フェア参加店舗の他、県及び県が指定する関係機関に送付すること。

＜フェアポスターの規格・数量＞

サイズ：B2版 片面刷

色：カラー4色刷

用紙：コート紙 135kg

数量：350枚

- ・フェア参加店舗が特設コーナー等を装飾するために活用できるPOP（例として、名刺サイズPOP、A4サイズPOP等）のテンプレートデータ及び資材を作成すること。なお、POP形状や種類等については、県と協議のうえ決定すること。
- ・フェア参加店舗に対し、テンプレートデータ又は資材の活用を働きかけるとともに、

資材を配布すること。なお、作成する資材数は 350 個程度とし、配布を希望するフェア参加店舗に適宜送付すること。

- ・フェアポスター及び POP のテンプレートデータはデザインを 3 案作成し、県と協議の上決定すること。なお、校正は 2 回以上とすること。
- ・フェアポスター及び POP のテンプレートデータは著作権侵害にあたらぬ範囲で、希望に応じフェア参加店舗に pdf、jpg 形式にてデータを提供するほか、県に対しては pdf、jpg、ai 形式にてデータを提供すること。

## **(2) 地産地消デジタルスタンプラリーの開催**

### **ア デジタルスタンプラリーの企画・運営**

#### **(ア) 企画・調整**

- ・受託者は応援団登録店舗にデジタルスタンプラリーポイントを設置し、一定数のスタンプを集めた方に対して、抽選で県産品等をプレゼントするデジタルスタンプラリー（以下、「スタンプラリー」という。）を実施すること。
- ・スタンプラリーの名称は、分かりやすく、誘客につながる名称とし、県と協議のうえ決定する。

#### **(イ) スタンプラリー参加店舗の選定・調整**

- ・スタンプラリーに参加する店舗（以下、「スタンプラリー参加店舗」という。）は、応援団登録店舗の中から、県内 5 圏域（岐阜地域、西濃地域、中濃地域、東濃地域、飛騨地域）にバランスよく選定することとし、全体で 100 カ所以上となるよう県に提案後、県と協議のうえ決定すること。
- ・スタンプラリー参加店舗の管理者に、スタンプラリーの趣旨及び実施方法等について理解を得ること。
- ・スタンプラリー参加店舗に対しては、地産地消に関する自主的な取り組みを呼び掛けるとともに、各店舗の自主企画について取りまとめること。

#### **(ウ) 開催時期**

- ・スタンプラリーは年間を通じ 1 回、開催期間は 4 ヶ月間程度実施することとし、実施時期及び期間については、県と協議のうえ決定すること。

#### **(エ) 抽選業務、景品の手配及び発送**

- ・スタンプの獲得数に応じた景品を総額 25 万円程度購入し、応募者の抽選、及び当選者への発送を行うこと。
- ・景品は、県産農産物や 6 次産業化商品、清流長良川の恵みの逸品等、岐阜県の農産物・加工食品を基本とし、種類や数量については県と協議のうえ決定すること。

### **イ スタンプラリーに関する広報・情報発信**

#### **(ア) 「地産地消めぐり」WEB サイトによる情報発信**

- ・「地産地消めぐり」WEB サイトにスタンプラリーのページを製作すること。  
なお、スタンプラリーのページには、以下の情報を掲載すること。

##### **①スタンプラリーの概要**

- ②参加方法
- ③景品情報
- ④スタンプラリー参加店舗一覧（スタンプラリー参加店舗の自主企画の内容を含む）
- ⑤スタンプラリー参加店舗の所在地が分かる MAP
- ⑥スタンプラリー参加店舗の情報（（４）イ（イ）②に記載する「地産地消ぎふ応援団登録店舗」、「朝市・直売所（HP 掲載可）」の個別紹介情報とリンク）
- ⑦その他、本事業の目的達成のために必要であると認める事項

#### （イ） SNS 等による情報発信

- ・ 県農政部農産物流通課が保有する各種 SNS（Instagram、X（旧：Twitter）、YouTube 等）を活用し、スタンプラリー参加店舗の自主企画取材し、情報発信を行うこと。
- ・ スタンプラリー参加店舗が自ら SNS を用い発信する自主企画の情報内容についても、店舗及び県と調整のうえ、X（旧：Twitter）ではリポスト、Instagram ではハイライト等で再投稿をすること。
- ・ 取材先については、期間中 16 ヶ所以上とし、県と協議し決定すること。
- ・ 投稿内容は、閲覧者の目を引く動画、画像、文章とし、投稿前に県の確認を受けること。
- ・ 投稿にあたっては、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し効果の高い投稿となるよう努めること。
- ・ 自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものとする。

#### ウ スタンプラリーシステムの整備及び管理運営

- ・ スタンプラリーは、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という。）でスタンプラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプの獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。
- ・ 二次元コード又はスマートフォン等の GPS 機能によりスタンプを獲得できるシステムとすること。（システムに最低限必要な機能等は下表のとおり）  
<システムの機能等>

機 能	仕 様
ログイン認証	○利用者の設定した ID とパスワードによるログイン認証を実装すること。 ○利用者登録時に以下の情報を取得し、行動記録と紐づけたデータ活用に利用できるようにすること。 ・ 参加者の性別 ・ 参加者の年代 ・ 参加者の居住地
マップ表示	○スタンプラリーポイントをマップに表示。
ラリーポイントの説明	○ポイントの名称、写真、紹介文、リンク（HP 等がある場合に限る）及びその他、本事業の目的達成のために必要な項目を掲載すること。

景品提供方式	○達成した条件に応じて、抽選参加を可能とすること。
利用者データの収集	○スタンプラリーの利用者データとして、以下の情報を取得し、必要に応じて委託者に提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者数</li> <li>・日ごと、地点ごとのスタンプ付与数</li> <li>・スタンプ達成者数と達成率</li> <li>・景品応募数、応募率</li> <li>・周遊データ</li> </ul> ○景品発送に必要な情報として、氏名・送付先・連絡先の情報を取得すること
お知らせ機能	○スタンプラリー画面上に、運営からのお知らせを表示する機能を搭載すること。（イベントの告知、抽選締め切りの案内、イベントの中止・延期等を想定）
アンケート	○本事業の効果検証に利用するため、抽選申込時にアンケート調査を実施すること。 ただし、同一の参加者につき1回とすること。
データ保証	○スタンプ取得情報が消えてしまった場合の保証については、委託者と協議のうえ決定する。

- ・スタンプラリーの登録ポイントは100カ所以上登録でき、かつ、地図上で確認できる仕様とすること。
- ・スタンプの獲得数に応じて景品抽選に応募できるシステムとすること。
- ・応募条件については、2つ以上のスタンプを取得していることを最低条件とし、参加者が応募しやすく、且つスタンプラリー参加店舗への周遊を促すことができる条件を県と協議のうえ決定することとする。
- ・参加者がSNSによる情報発信をしやすくできるシステム環境（例として、スタンプラリー参加店舗での購入写真とともにハッシュタグを使った投稿をした場合、スタンプを更に取得できる等）を整えること。
- ・参加者がラリー参加店舗を周遊しやすくするよう、県内の主要な観光スポット等の観光情報をマップ上に表示すること。
- ・同一の個人が複数アカウントを使用し不正に参加することのないよう、適正な措置を講ずること。
- ・システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について県及びスタンプラリー参加店舗に説明すること。
- ・システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。

## エ 効果測定

参加人数や参加者の居住地域等の属性、利用した応援団登録店舗について調査、集計し、本業務の効果測定を行うこと。

## オ スタンプラリー事務局の運営

事務局として、本スタンプラリーに関する問い合わせ対応やシステムの運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。

### (3) 食農教育の実施

#### ア 食農教育の企画・運営

- ・受託者は応援団登録事業者等と連携して、消費者に食と農の体験を通じて農業の大切さを理解してもらう活動を実施すること。
- ・応援団登録店舗や農業者、体験農園等と連携して、収穫、加工、調理、ワークショップなどの体験を主とする企画を年間通じ5回以上実施し、うち2回については、2行程以上の農作業（例として、水稻栽培であれば「田植え」と「稲刈り」）を体験することができる企画を実施すること。
- ・食農教育の各企画については、各地域の農業や食文化の理解を深めてもらえるよう、地域の主要な農作物や伝統野菜、郷土料理を題材とするよう努めること。
- ・食農教育の実施場所は、県内5圏域（岐阜地域、西濃地域、中濃地域、東濃地域、飛騨地域）のバランスを考慮すること。
- ・連携する応援団登録店舗等とは十分に調整を行い、「食農」体験の趣旨等について理解を得ること。
- ・実施時期、内容、参加条件、参加者数等については、県と協議のうえ決定すること。

#### イ 効果測定

参加者にアンケート調査を実施し参加前と参加後の意識の変化が確認できる形で効果測定を行うこと。

#### ウ 食農教育に関するSNS等による情報発信

- ・県農政部農産物流通課が保有する各種SNS（Instagram、X（旧：Twitter）、YouTube等）を活用し、各食農教育の実施内容について情報発信を行うこと。
- ・投稿内容は、閲覧者の目を引く動画、画像、文章とし、投稿前に県の確認を受けること。

### (4) 「清流の国ぎふ地産地消めぐり」WEBサイトの運用及び更新

#### ア 地産地消めぐりWEBサイトの運用

- ・サイト名「清流の国ぎふ地産地消めぐり」（ドメイン名「gifu-tisan.jp」）（以下「地産地消めぐり」という。）の運用を行うこと。WEBサイトのページ構成は別添2のとおりとする。
- ・運用は以下のいずれかの方法により行うこと。
  - ①令和6年度の運用事業者からドメイン及び素材を引き継いで、受託者（受託者から当該業務にかかる再委託を受けた者を含む）が新たにWEBサイトを構築する。
  - ②令和6年度の運用事業者に当該業務にかかる再委託を行う。
- ・サーバー利用料、ドメイン管理料等WEBページの運用にかかる一切の経費は受託者が負担すること。
- ・委託期間終了後に県、又は県が別途指定する事業者、引き継げるよう手順書等を準備しておくこと。

## イ 地産地消めぐり WEB サイトの更新

### (ア) 地産地消めぐり WEB サイト更新の目的

地産地消めぐりを WEB サイト更新することにより、地産地消の情報発信拠点として、知りたい情報を容易に入手できる利便性の高い WEB サイトとすることを旨とする。

### (イ) 地産地消めぐり WEB サイトの更新

県内の地産地消に関する情報発信拠点として、以下の掲載内容を更新する。なお、更新は、ページ案を作成し県と協議の上進めるものとする。

- ①地産地消の意義や取組みについて、子ども（小学生以上）にも分かりやすく伝えることができるページを新設。
- ②「地産地消ぎふ応援団登録店舗」、「朝市・直売所（HP 掲載可）」の一覧、一覧掲載した応援団登録店舗及び朝市・直売所ごとの個別情報の紹介、所在地が分かる MAP を掲載。なお、MAP は Google や Yahoo! などの地図情報サービスを使用し、施設を種別や町名別に検索でき、各施設の新設や廃止、移動があった場合は、簡易な操作で更新できる仕組みとすること。
- ③②を使ったサイト内検索機能の充実。
- ④岐阜県を代表する農産物、畜産物、水産物、林産物の紹介。
- ⑤県が実施する地産地消フェア、地産地消デジタルスタンプラリー、食農教育等に関する情報を掲載。
- ⑥その他、県が指示する必要な更新。

## ウ 応援団の会員募集用の申込フォームの設置・運用

- ・（6）の応援団の会員募集にあたり、地産地消めぐり WEB サイト内に申込フォームを作成し、WEB で申請を受け付けること。
- ・複数店舗を有する法人からの申請があった場合は、WEB サイトでは本部登録を受け付け、別途、県内店舗がわかるリストを整備すること。

## エ その他

- ・魅力的なコンテンツを追加等により、WEB サイトへの訪問者数の向上を図ること。

## (5) 「清流の国ぎふ地産地消めぐり」 SNS の運用

### ア SNS の運用

- ・県農政部農産物流通課が保有する「清流の国ぎふ地産地消めぐり」SNS (Instagram、X (旧 : Twitter)、YouTube 等、以下、「公式 SNS」という。) の運用を行うこと。
- ・応援団登録店舗、直売所等の紹介や地産地消に関する記事を画像や動画を交え、Instagram に月 3 回以上投稿すること。
- ・投稿内容は、閲覧者の目を引く動画、画像、文章とし、投稿前に県の確認を受けること。
- ・投稿にあたっては、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し効果の高い投稿となるよう努めること。
- ・上記 Instagram の投稿に加えて、県が実施するイベントについて、会期前及び会期中に公式 SNS に投稿（地産地消フェア（12 店舗以上の紹介）スタンプラリー（16

店舗以上の紹介) ) し、食農体験については各回ともに会期中もしくは会期後に活動状況を投稿すること。

- ・委託期間終了後に県、又は県が別途指定する事業者に、引き継げるよう手順書等を準備しておくこと。

#### イ 応援団会員への周知

- ・応援団会員に対し公式 SNS を周知し、地産地消に関する投稿や「# (ハッシュタグ) 地産地消ぎふ」の活用と相互シェアについて呼びかけること。
- ・その他、公式 SNS のフォロワー数を増加させるために効果的な方法を提案し、県と協議のうえ決定、実施すること。

#### ウ その他

- ・効果的に情報発信ができるよう各種 SNS のフォロワー数やエンゲージメント数を増やす工夫をすること。

### (6) 地産地消ぎふ応援団の募集・管理等

#### ア 会員募集

- ・募集要領(別添1)に基づき、応援団会員を募集すること。
- ・応援団会員の募集は(4)の「地産地消めぐり」WEB サイト内に申込フォームを作成し、WEB で申請を受け付けること。
- ・複数店舗を有する法人からの申請があった場合は、WEB サイトでは本部登録を受け付け、別途、県内店舗がわかるリストを整備すること。
- ・新規会員のうち、事業者に対しては、登録時の希望に応じて、以下の県が指定するPR 資材を送付すること。なお、前年度以前に登録された事業者会員から希望がある場合は、PR 資材を送付すること。

①のぼり

②ミニのぼりセット

③ステッカー

#### イ 新規会員獲得のための取組み

- ・食農教育の実施や、「岐阜県農業フェスティバル」等のPR の場で、地産地消県民運動のPR 効果が高いノベルティを作成すること。なお、作成個数は1,000 個、単価は200 円以下とし、ノベルティの種類については県と協議のうえ決定すること。
- ・令和7年10月下旬に開催予定の「岐阜県農業フェスティバル」に県が指定するブースに2日間出展し、新規会員獲得のためのイベントを実施すること。なお、イベント内容については、県と協議のうえ決定すること。

#### ウ 会員情報の管理

- ・契約締結後、前年度以前に登録された応援団の会員データを県から受託者に提供するため、受託期間中に登録があった会員情報を随時追記したうえ一体的に管理し、委託期間終了後は、当該データを県に引き渡すこと。
- ・受託者は、4(1)～(5)の実施にあたり、応援団会員と連絡、調整を図ること。

## エ 応援団会員への情報発信

- ・毎月1回以上、応援団会員に地産地消や県産農畜水産物等を提示するメールマガジンを発行することとし、配信前に県の確認を受けること。

## オ 地産地消の啓発資材の作成

- ・地産地消の意義や岐阜県の地産地消県民運動の取組みについて消費者に対し周知できるポスターデザインを作成し、pdf、jpg、ai形式にて県にデータを提供すること。  
＜ポスターデザインの規格＞  
色 : カラー4色刷
- ・ポスターデザインは3案作成し、県と協議の上決定すること。なお、校正は2回以上とすること。

## (7) 独自提案

受託者は、上記の業務内容以外で、応援団会員同士がつながりや交流できるコミュニティ形成のためのSNS戦略や、新規の応援団会員獲得などについて提案し、実行すること。

## 5 業務の運営管理等

受託者は、事業を適正に実施するため、県と調整等を行い、業務全体を管理する業務責任者を配置し、適切な運営管理を実施する。このため、本業務の受託者は県に対し、業務の進捗状況を随時報告するとともに、業務の推進にあたって県と十分に協議、連携して業務を実施することを必須とする。

また、原則、毎月1回連絡会議を開催し、4の(1)から(7)に掲げる業務が複合的・効果的に実施できるように、事業の進捗状況や課題・問題点の整理、次月以降の事業内容について受託者及び県にて協議すること。

## 6 県への報告書類及び事業成果の取り扱い

### (1) 事業成果の報告等

#### ア 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と協議のうえ行うこと。

#### イ 委託事業完了届等の書面

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日以内に、以下の①及び②の書類を提出するものとする。なお、①については、完了日から起算して15日以内又は3月31日のいずれか早い日までとする。

##### ①委託事業完了届

②実績報告書（応援団会員情報、業務の実施期間、実施概要、その他、各業務結果を含む実施状況等を記載）

(2) 事業成果の帰属等

本業務は県の委託事業であることから、事業成果は県が継承する。また、本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。

## 7 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の(1)及び(2)の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間は保管すること。

- (1) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- (2) 事業の実績に係る記録の整備

## 8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成21年7月1日付け水産省告示第1675号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、知事が保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年岐阜県規則第21号)及び別記1に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 検査等

県は、本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合がある。また、必要であれば業務実施状況について、報告を求めることができる。

## 9 著作権の譲渡等

本業務による版權及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、別記2「著作権等取扱特記事項」による。

## 10 情報セキュリティ体制に関する事項

受託者は、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき、別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

## 11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取り消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

## 13 その他

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、県と協議し、適時連絡、確認を取りながら行うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

#### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

#### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### (目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた保有個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報  
を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人  
情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去した  
ときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消  
去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出し  
なければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければ  
ならない。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に  
知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が  
記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、  
この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託する  
ことをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この  
限りでない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しよう  
とする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して  
甲の承諾を得なければならない。
  - (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたもの  
の写し）
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させると  
ともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方  
による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理  
の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、  
甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

- 第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

## 別記 2

### 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 県へ提出する印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 県へ提出する印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 県へ提出する印刷製本物の作成のために受託者が提供した県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 一 原稿
  - 二 原画
  - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に県へ提出する印刷製本物及び当該県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される事業の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 県は、県へ提出する印刷製本物及び当該県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「県へ提出する印刷製本物等」という。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該県へ提出する印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 受託者は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、県が当該

著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該県へ提出する印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

3 県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該県へ提出する印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

4 県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

（保証）

第4 受託者は、県に対し、県へ提出する印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

## 情報セキュリティに関する特記事項

### (基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

### (責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

### (業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

### (教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

### (守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利

用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状

況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
 名称  
 代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

情報セキュリティに関する特記事項第16条に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇
対策項目	確認欄
<b>1. メール誤送信システムの導入の有無について</b>	
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
<b>2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて</b>	
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】	<input type="checkbox"/>
<b>※ISMS 認証を取得している場合は以下3及び4の確認は不要</b>	
<b>3. システム的対策</b>	
<b>(1) リスク低減のための措置</b>	
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	<input type="checkbox"/>
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	<input type="checkbox"/>
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	<input type="checkbox"/>
<b>(2) インシデントの早期検知のための取り組み</b> ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい	
① サーバ等における各種ログを確認している。	<input type="checkbox"/>
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	<input type="checkbox"/>
<b>(3) インシデント発生時の適切な対処・回復</b>	
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
<b>4. 人的対策</b>	
<b>(1) 組織における対策</b>	
① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。	<input type="checkbox"/>

	【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	
	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
<b>(2) 各個人における対策</b>		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	<input type="checkbox"/>

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

### 情報セキュリティ対策実施報告書

情報セキュリティに関する特記事項第17条に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）